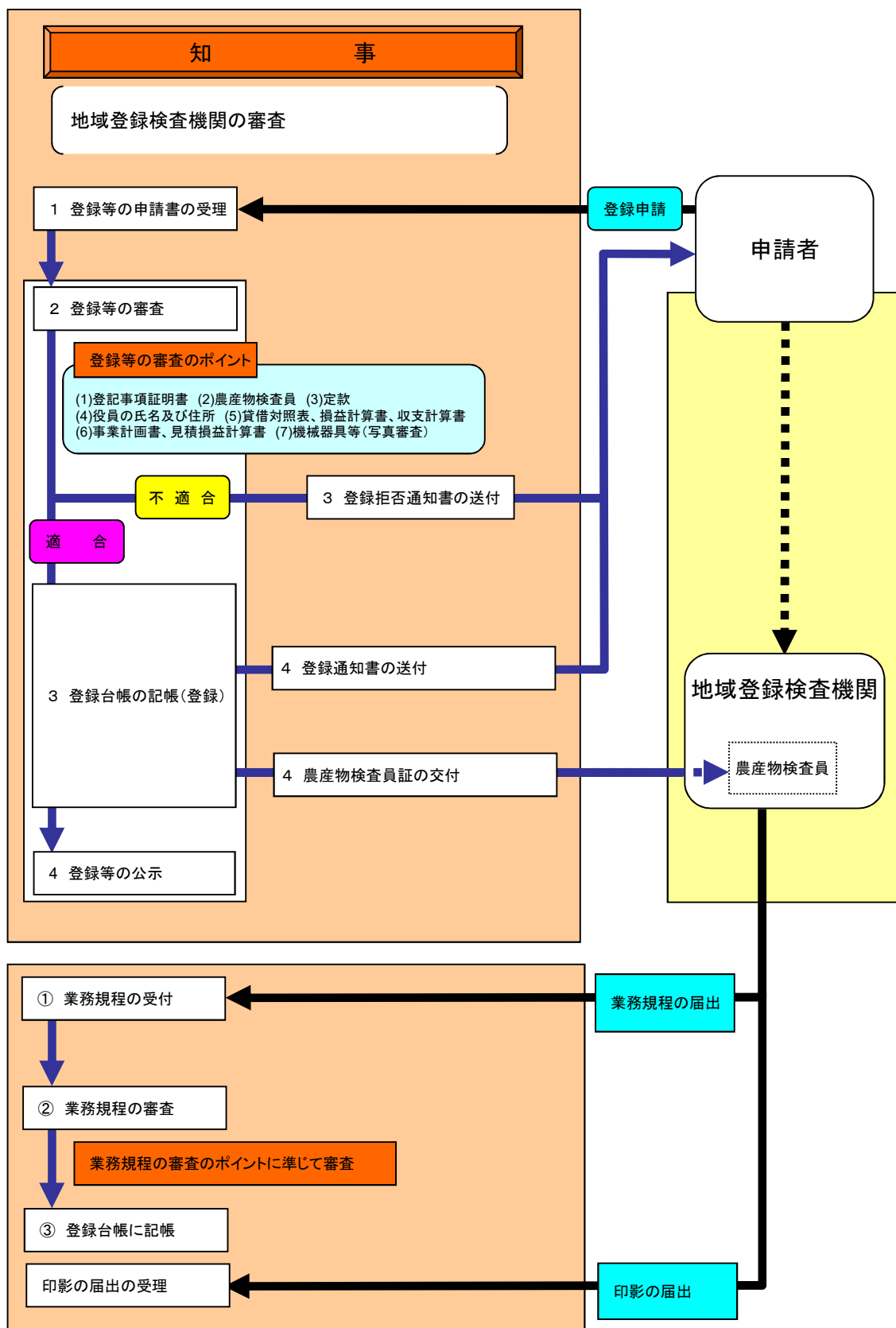


別紙 2

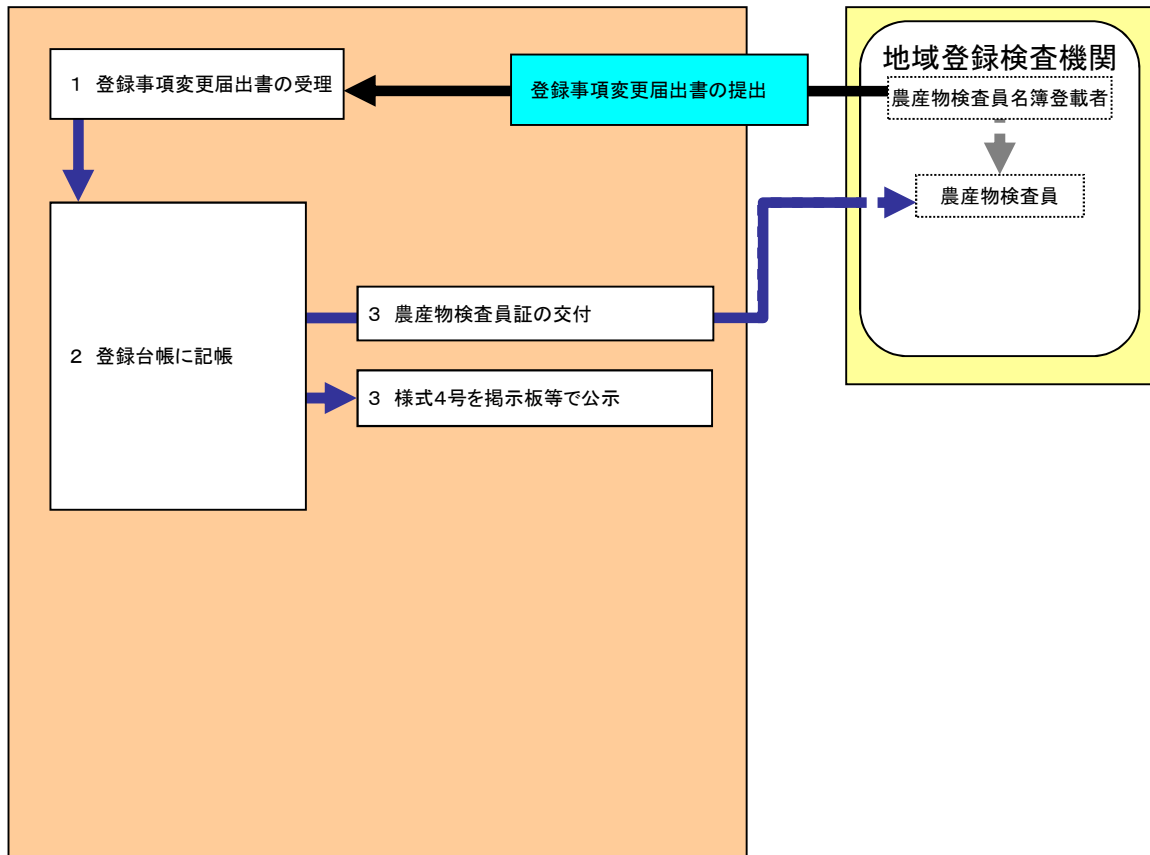
地域登録検査機関の登録等審査手続 マニュアル

地域登録検査機関の登録等の申請・審査等手続	1
地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続	2
第 1 地域登録検査機関の登録等	3
第 2 業務規程の確認等	7
第 3 農産物検査員証の交付等	8
第 4 地域登録検査機関の登録事項の証明等	9
第 5 成分検査に関する業務の受委託	9
第 6 登録検査機関の登録状況報告	9
○ 様式第 1 号 地域登録検査機関の登録通知書	1 0
○ 様式第 2 号 地域登録検査機関の登録拒否通知書	1 1
○ 様式第 3－1 号～第 4 号 公示	1 2－1 8
○ 様式第 5 号 登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覧表	1 9
○ 様式第 6 号 農産物検査員証	2 0
○ 様式第 7 号 地域登録検査機関登録状況証明書	2 1
○ 様式第 8－1 号～第 8－3 号 地域登録検査機関登録状況	2 2－2 4

地域登録検査機関の登録等の申請・審査等手続



地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続



別紙 2

地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第 1 地域登録検査機関の登録等

1 登録等の審査

知事は、登録をする際には、申請書について以下により審査を行い、法第 17 条第 2 項の登録要件に適合しているかどうか等についての確認を行う。

(1) 登記事項証明書

登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）が法人格をもつ組織として登記されていることを確認する。

(2) 農産物検査員

ア 農産物検査員の氏名等

申請書に記載された農産物検査員の氏名及び住所と農林水産大臣が作成する名簿（以下「農産物検査員名簿」という。）とを照合することにより、当該農産物検査員が農産物検査員名簿に登録された者であることを確認するとともに、当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類、区域と申請者が農産物検査を行おうとする農産物の種類、農産物検査の登録の区分及び農産物検査を行おうとする区域とが適合していることを確認する。

また、当該農産物検査員と申請者との関係を証明する書面（職員の場合にあっては身分証の写し等、出向者及び嘱託職員の場合にあっては辞令、契約書の写し等）の提出を求め、申請書に記載された農産物検査員が申請者の指揮命令下に置かれていることを確認する。

イ 農産物検査員の数

農産物検査員の数については、品位等検査にあっては農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量（トンで表した量をいう。）、成分検査にあっては 1 年間の検査見込件数を、それぞれ規則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）以上の検査員を確保していることを確認する。

なお、この場合には、農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあっては、包装されているもの及び包装されていないものの別）ごとに必要な農産物検査員の数を算出し、このうち最も大きい数以上の農産物検査員を確保していることを要件としているが、これは、いずれの農産物検査員もすべての種類の農産物の検査を行うことを前提にしたものである。

また、外国産農産物に係る品位等検査を行う場合であって農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量を規則第 15 条第 2 項第 2 号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）が 2 を下回るときにあっては 2 とすることとされている（同号）。

(3) 定款

農産物検査の業務が申請者の定款に記載されている業務の範囲を逸脱するものではないことを確認する。

また、規則第 13 条第 1 項に掲げる書類のほか、申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類（以下「組織規程等」という。）、法第 30 条第 2 項の規定に基づく登録検査機関からの報告等において、検査部門の担当役職員が、法若しくは法に基づく命令又はこれらの規定に基づく処分に違反するいかなる指揮命令にも拘束されず、独立して職務を遂行し得る権限を有することが明示されていること、農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた登録検査機関については、当該行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員（以下「指導等関係農産物検査員」という。）を基本要領のⅡの第 4 の 2 に規定する業務改善研修に参加させていること又は直近の業務改善研修に参加させることを確約していることなど改善に向けた状況を確認すること等により、検査部門の公正かつ中立的な業務運営の実施が可能となるような体制が整備されていることを確認する。

なお、組織規程等を申請書に添付させ、法第 17 条第 2 項第 4 号の要件に適合していることを確認する。

（４）役員の氏名及び住所

法第 17 条第 3 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当しないことを確認する。

（５）貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書により、農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有することを確認する。

なお、これらによっても申請者の財務基盤の健全度の判断が困難な場合には、金融機関が発行する申請者に係る資金調達能力を示す書類（融資証明書）又はこれに準ずる書類の提出を求め、これにより確認する。

（６）事業計画書及び見積損益計算書（収支予算）

農産物検査の業務が事業計画に示され、これに見合った予算が確保されていること（手数料収入が見込まれていること等）を確認する。

（７）検査場所に関する書類

農産物検査を行う場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下「検査場所」という。）について、以下のアからエまでのいずれかの要件に適合しているか確認する。

ア 飼料用もみ又は飼料用玄米を除く国内産農産物に係る品位等検査を行う場所

（ア）所有者又は管理者が当該場所において、法第 17 条第 2 項第 2 号及び規則第 16 条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

（イ）明るさ及び光線の色が、円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められるものであること。

（ウ）雨天等の場合であっても品位等検査の実施が可能であること。

（エ）主たる検査時期において、品位等検査を円滑に実施し得る広さを有し、かつ交通事情等からみて、農産物検査に係る農産物の運搬が円滑に行い得ること。

（オ）環境が、品位等検査を円滑かつ適正に実施するために適切に維持及び管理されていると認められるものであること。

イ 国内産の飼料用もみ又は飼料用玄米に係る品位等検査を行う場所

(ア) 所有者又は管理者が当該場所において、法第 17 条第 2 項第 2 号及び規則第 16 条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

(イ) 試料採取、量目、荷造り、包装及び品位の検査を円滑に実施し得る場所であること。

ウ 外国産農産物に係る品位等検査を行う場所

試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所であること。

エ 成分検査を行う場所

(ア) 成分検査を円滑に実施するために支障がないと認められる広さを有していること。

(イ) 試薬等の適切な保管・管理を行うことができること。

(ウ) 農産物検査員が安全に業務を実施するために必要な設備を有していること。

(8) 機械器具その他設備

規則第 16 条に掲げる機械器具その他の設備を、所有し、又は貸借契約により使用の権限を有していることを書類、写真により確認する。

なお、当該確認により不明な点がある場合は、その所在場所に出向き、これらが確実に整備されていることを確認することができる。

ただし、ビール大麦に係る検査を行う場合を除き、規則別表第 1 に掲げる機械器具その他設備のうち恒温器については、種子の検査を行わない場合又は種子の検査のうち発芽率の検査を専ら生産等基準に適合することを証する書類により行う場合には、整備されていることを要しない。

なお、確認を行った際に設置されていないものであっても、売買契約書、賃貸借契約書等により、農産物検査を開始する日までに機械器具その他の設備が設置されることが確実であると認める場合には、当該設備が整備されているものとみなすことができる。

2 登録等の実施

(1) 地域登録検査機関の登録

ア 知事は、1 による審査の結果、申請者による登録等の申請が法第 17 条第 2 項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第 18 号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第 17 条第 4 項各号に掲げる事項及び規則第 17 条に定める事項を記帳して登録する。

登録台帳に記載する証明書番号は、「□△△◇◇◇◇○○○」の 10 桁とし、その構成は以下のとおりとする。ただし、平成 31 年 4 月 3 日以前に登録台帳に記載されたものについては、従前の証明書番号を記載することとする。

(ア) □は、国内産農産物にあつては「K」、外国産農産物にあつては「G」、成分検査にあつては「S」とする。

(イ) △△は、総務省で設定している都道府県コードとし、「10」とする。

(ウ) ◇◇◇◇は、登録台帳に登載された年度（西暦）とする。

(エ) ○○○は、年度ごとに1から始まる整理番号とする。

イ 知事は、登録をしたときは様式第1号による地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは様式第2号による地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(2) 地域登録検査機関の登録の更新

ア 地域登録検査機関の登録の更新に係る審査は、1を準用して行う。

この際、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けている登録検査機関において改善に向けた状況が確認できないなど、更新に当たって疑義が生じる場合には、知事は、関東農政局長と連携し、対応を検討する。

なお、過去に提出された申請書類に変更がない旨の書面が提出された場合は、提出された書類のうち最新のものにより審査することができる。

イ 知事は、地域登録検査機関の登録の更新の審査の結果、登録の更新を行った場合は様式第1号にならって地域登録検査機関の登録通知書を、登録の更新を拒否した場合は様式第2号にならって地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(3) 地域登録検査機関の変更登録

ア 地域登録検査機関の変更登録は、変更する内容に関連する項目について1を準用して行う。

イ 知事は、地域登録検査機関の変更登録の審査の結果、変更登録を行った場合は様式第1号にならって地域登録検査機関の登録通知書を、変更登録を拒否した場合は様式第2号にならって地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(4) 再交付等

知事は、登録事項の変更により地域登録検査機関の名称が変更された場合又は地域登録検査機関が登録通知書を紛失し登録通知書の再発行の依頼があった場合は、当該地域登録検査機関にかかる登録通知書を再交付することができる。

3 登録等の公示

(1) 法第17条第6項（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録、登録の更新及び変更登録の公示は、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う。

ア 法第17条第6項の規定による登録の公示 様式第3-1号及び様式第4号

イ 法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定による登録の更新の公示 様式第3-2号及び様式第4号

ウ 法第19条第3項において準用する法第17条第6項の規定による変更登録の公示 様式第3-3号及び様式第4号

(2) 法第17条第9項の規定による登録事項の変更及び業務の休止又は廃止の公示は、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う。

ア 法第 17 条第 9 項の規定による登録事項の変更の公示 様式第 3－4 号及び様式第 4 号

イ 法第 17 条第 9 項の規定による業務の休止又は廃止の公示 様式第 3－5 号

(3) 法第 18 条第 4 項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示は、掲示板等に、様式第 3－6 号に掲載することにより行う。

(4) 知事は、(1) から (3) の公示を行った時は、当該公示内容を関東農政局長と共有する。

第 2 業務規程の確認等

業務規程の届出を受けた知事は、次に掲げる事項について確認を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不相当であると認めるときは、当該地域登録検査機関に対して法第 21 条第 2 項の規定により業務規程を変更すべきことを命ずる。

1 業務規程の確認

業務規程の届出があった場合、以下の事項について確認を行う。

なお、確認に当たり、添付書類等で確認を行うとともに、必要に応じて現地での確認を行うこととする。

(1) 業務規程と登録申請書の内容に齟齬がないこと。

(2) 法第 20 条の規定による農産物検査の義務を確実に履行するための措置が講じられていること。

(3) 農産物検査の業務の実施方法が、農産物検査の業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであること。

(4) 検査手数料が、農産物検査に係る必要な経費を適切に反映したものであり、かつ特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。

なお、必要に応じて事業計画書、見積損益計算書（収支予算）等の書類の提出を求めるものとする。

(5) 検査手数料の収納の方法が、明朗かつ確実なものであること。

(6) 農産物検査を行う時間及び休日の設定が、円滑な農産物検査の業務の実施に支障を及ぼすものでないこと。

(7) 農産物検査を行う区域及び適切な農産物検査を行う検査場所が明記されていること。

(8) 受検可能な包装やばら検査の実施、選択銘柄の選択状況等が明記されていること。

(9) 請求者に対し、検査を行う前に受検品に関する生産情報等の提出等を求めることとしていること。

(10) 農産物検査員の配置が、農産物検査の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすものでないこと。

(11) 機械器具その他の設備の保守点検が、定期的に行われるものであること。

(12) 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（農産物検査の対象が、飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。）の環境が、次に掲げる場合に応じて適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものであること。

また、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した場合は、環境点検実施状況確認簿を作成し、確認日及び確認者を記録及び保存しておくものであること。

ア 登録検査機関が所有する施設（ＣＥや倉庫等）を検査場所として使用する場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的の実施することで、検査場所の環境が適切に維持管理されていることを確認する。

＜環境点検の主な項目＞

- ・ 5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）によるそ族昆虫等の防除の徹底
- ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善。
- ・ 清掃、防虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の記録の作成及び保存（施設の管理日誌等）。

イ 登録検査機関が、第三者との間で賃貸借契約を結ぶ又は所有者の承諾を得ることで検査場所として使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所として使用する場合は、農産物検査を実施するごとに、5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認すること。

(13) 農産物検査の請求書の保存が、適正に行われるものであること。

(14) 農産物検査の業務の一部を補助者に行わせる場合は、農産物検査員の指揮の下で行わせることが明確に示されていること。

2 業務規程の変更届出の確認

知事は、地域登録検査機関から法第 21 条第 1 項による業務規程の変更の届出があった場合、その変更内容について、1 を準用して確認を行う。

3 業務規程に規定された選択銘柄の共有

知事は、地域登録検査機関から選択銘柄に係る業務規程の届出があった場合は、様式第 5 号に取りまとめ、関東農政局長と共有する。

第 3 農産物検査員証の交付等

1 新規交付

知事は、法第 17 条第 4 項第 7 号に掲げる事項について、法第 17 条第 4 項により登録台帳に記帳したとき又は同条第 7 項による登録事項の変更の届出により新たに農産物検査員を登録台帳に追加したときは、規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、様式第 6 号による農産物検査員証を当該地域登録検査機関を通じて当該農産物検査員に交付する。

なお、農産物検査員証の証明書番号は、登録台帳に記載された証明書番号とする。

2 再交付

知事は、法第 17 条第 7 項による登録事項の変更の届出又は法第 19 条による変更登録の申請により、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、当該農産物検査員証を返還させ、変更後の登録事項により農産物検査員証を再交付する。

また、知事は、農産物検査員証の紛失等により申請手続マニュアル様式第 10 号の再交付願書の提出があったときは、当該農産物検査員証を速やかに再交付する。

なお、この場合の農産物検査員証の番号は、証明書番号に枝番（第〇〇－〇号）を付する。

3 返還

知事は、地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第 11 号の登録抹消願書の提出があったときは、農産物検査員証を返還させるとともに、登録台帳から当該農産物検査員を抹消する。

第 4 地域登録検査機関の登録事項の証明等

知事は、受検者、売買取引業者等の関係者から、地域登録検査機関の登録事項について照会があったときは、様式第 7 号による地域登録検査機関登録状況証明書により検査機関の登録状況を証明する。

また、知事は、関係者が登録台帳を随時縦覧できるよう、必要な措置を講ずる。

第 5 成分検査に関する業務の受委託

- 1 知事は、申請手続マニュアル様式第 9 号による成分検査業務委託届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第 1 の 3 の（1）のアにより公示を行う。

また、委託事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 知事は、成分検査業務の委託を受けた地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第 2 号による登録事項変更届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第 1 の 3 の（1）のアにより公示を行う。

また、受託事項を変更しようとするときも同様とする。

第 6 登録検査機関の登録状況報告

知事は、前年度の地域登録検査機関の登録状況等について、様式第 8－1 号から第 8－3 号に取りまとめ、毎年 4 月 15 日までに関東農政局長に報告する。

登録検査機関が農産物検査法に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けている場合は、当該様式に行政処分の措置年月日、内容及びその対応状況について記載するものとする。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

地域登録検査機関の登録通知書

住 所	
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
登 録 の 区 分	
農 産 物 検 査 を 行 う 農 産 物 の 種 類	
農産物検査を行う区域	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
登 録 の 有 効 期 間	

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づき、地域登録検査機関の登録をしたことを通知します。

年 月 日

群馬県知事

地域登録検査機関の登録拒否通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記により、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく地域登録検査機関の登録を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

群馬県知事

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に知事に審査請求すること

及び

2 県を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関を登録したので、同条第 6 項の規定により公示する。

群馬県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定により公示する。

群馬県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域登録検査機関の変更登録を行い、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定により公示する。

群馬県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定により公示する。

群馬県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定により、地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があったので、同条第 9 項の規定により公示する。

群馬県知事

記

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 休止又は廃止の別
- 3 休止の期間（廃止年月日）
- 4 休止（廃止）しようとする業務

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定により、地域登録検査機関の登録が効力を失ったので同条第 4 項の規定により公示する。

群馬県知事

記

登録の効力を失った地域登録検査機関の名称、代表者氏名
及び主たる事務所の所在地

様式第 4 号

登録番号		登録年月日	年 月 日
地域登録検査機関の名称			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地			
登録の区分			
農産物の種類			
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		成分検査業務受託先
	氏 名	農産物の種類	
			受委託の区分
			証明書番号
			代表者氏名
			主たる事務所の所在地
備 考			

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覽表 (〇〇都道府県)
(種類)

1 必須銘柄

品種名

証明書番号

農産物検査員証

登録検査機関の名称
氏 名
検査を行う区域
農産物の種類

上記の者は、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 4 項の規定により農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。

発行年月日

群馬県知事

農産物検査法（抄）

（農産物検査の義務等）

第 20 条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

（改善命令）

第 23 条 農林水産大臣は、登録検査機関が第 20 条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第 13 条第 1 項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は 農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

留意事項

- ① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。
- ② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第 23 条に基づく改善命令を発することがある。

備考

用紙の大きさは、縦 55mm、横 91mm とする。

番 号
年 月 日

(照会者名) 様

群馬県知事

地域登録検査機関登録状況証明書

照会のあった事項については、下記のとおり登録されていることを証明します。

記

照会の概要	地域登録検査機関の登録状況

〇〇年度登録検査機関登録状況

【国内産農産物】

群馬県

整理 番号	県名	登録検査 機関名	登録区分 1：広域 2：地域	事務所区 分 1：主たる 事務所 2：従たる 事務所	系統区分 1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	登録状況 1：新規 2：継続 3：休止 4：廃止	事務所数 (従たる 事務所を 含む)	検査場所 数	農産物検 査員数	うち指導 的農産物 検査員数	農産物の種類								登録年 月日 (更新 年月日)	措置の有 無 (有の場 合は、措 置年月日 、内容及 びその対 応につい て記載)
											米穀		麦類		大豆	小豆	いん げん	かん しょ		
											もみ 1：1： 登録	小麦 大麦 1：1： 登録	1：1： 登録	1：1： 登録	1：1： 登録	いん げん 1：1： 登録	かん しょ 生切 干・ でん 粉 1：1： 登録			

〇〇年度登録検査機関登録状況

【外国産農産物】

群馬県

整理 番号	県名	登録検査機関名	登録区分 1：広域 2：地域	事務所区分 1：主たる事務所 2：従たる事務所	系統区分 1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	登録状況 1：新規 2：継続 3：休止 4：廃止	事務所数 (従たる事務 所を含む)	検査場所数	農産物検査員 数	うち指導的農 産物検査員数	登録年月日 (更新年月日)	措置の有無 (有の場合は、 措置年月日、内 容及びその対応 について記載)
	群馬県計	〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件 5：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件	〇〇箇所	〇〇箇所	人	人		

〇〇年度登録検査機関登録状況

【成分検査】

群馬県

整理 番号	県名	登録検査機関名	登録区分 1：広域 2：地域	事務所区分 1：主たる事務所 2：従たる事務所	系統区分 1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	登録状況 1：新規 2：継続 3：休止 4：廃止	事務所数 (従たる事務 所を含む)	検査場所数	農産物検査員 数	うち指導的農 産物検査員数	登録年月日 (更新年月日)	措置の有無 (有の場合は、 措置年月日、内 容及びその対応 について記載)
	群馬県計	〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件 5：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件	〇〇箇所	〇〇箇所	人	人		